

日本国国土交通省航空局とカナダ運輸省航空局間の 整備に関する技術取決め

日本国国土交通省航空局(JCAB)とカナダ運輸省航空局(TCCA)(以下合わせて「両当局」、個別に「当局」という。)は、

1997年11月13日に署名された「日本国運輸省航空局とカナダ運輸省航空局間の航空の安全の推進に関する双務取決め」(以下「BASA」という。)が、航空機の整備に関して、技術取決めを策定することを規定していることを考慮し、

技術的評価を行い、民間航空製品の耐空性の認証や整備の証明、整備施設の認証及び監視、そして整備に従事する者の認証に関しての、双方の規則、基準及び制度の理解を進展させたことを考慮し、

整備の実施のためのそれぞれの法律、手続き及び制度が、この整備に関する技術取決め(TA-M)に記述された手続きに従った整備の証明の相互受入れを許容できる程度に十分に類似していることを考慮し、

以下の共通理解に達した。

1. 定義

この TA-M において、

“ACA”とは、aircraft certification authority を意味する。カナダの認定整備施設はこの権限を、その会社の Maintenance Policy Manual に規定された手続き及び条件に従って、航空機に対するメンテナンスリリースの特権に任命された個人に対して発行する。

“AD”とは、耐空性改善通報を意味する。

“航空機”とは、大気中の支持力を、地表面に対する空気の反作用以外の空気の反作用から得ることができるあらゆる機械を意味する。

“承認されたデータ”は、型式証明、追加型式設計承認、部品の設計承認、JCAB の型式承認若しくは仕様承認(TA/SA)、カナダ TSO(CAN-TSO)の設計承認又は修理設計承認を含む。

“認定整備施設(AMO)”とは、認証されたあらゆる航空機又は構成部品を整備す

る資格を持った個人、法人又は法人の一部を意味する。

“CAL”とは、日本の航空法を意味する。

“CAR (JCAB)”とは、日本の航空法施行規則を意味する。

“CAR (TCCA)”とは、カナダ航空規則を意味する。

“民間航空製品”とは、あらゆる民間航空機、航空機用発動機、プロペラ、装備品、又はこれらに装備される部品若しくは構成部分を意味する。

“装備品に関する認定事業場”とは、JCAB 又は TCCA により発行された業務の範囲及び限定に基づき、その業務の範囲が航空機を含まないが航空機以外の民間航空製品を含む認定整備施設を意味する。

“CS”とは、JCAB の認定整備施設の確認主任者を意味する。JCAB の認定整備施設は、その会社の業務規程に示された手続き及び条件に従って、航空機又は航空機に装備される目的の民間航空製品に対して実施された作業に関するメンテナンスリリースに署名する個人に対して権限を発行する。

“整備”とは、承認された改造の実施を含む、民間航空製品の耐空性の維持を保証するための検査、オーバーホール、修理、保守及び民間航空製品の部品、材料、装備品又は構成部分の交換を意味する。

“監視”とは、適切な基準への適合性が維持されているか決定するための当局による定期的な監査を意味する。

“監督当局”とは、この TA-M に含まれる整備機能を実施する整備施設の管轄権を持つ民間航空当局を意味する。

“責任当局”とは、民間航空製品を規制、監督する法的責任を負う民間航空当局を意味する。

“SCA”とは、shop certification authority を意味する。カナダの認定整備施設はこの権限を、その会社の Maintenance Policy Manual に示された手続き及び条件に従って、航空機に装備する目的の民間航空製品に対するメンテナンスリリースの特権に任命された個人に対して発行する。

“規定されたデータ”とは、JCAB 又は TCCA に承認されていなくても、以下に示すような大改造及び大修理の目的に適合したものとして示された正式な文書に含まれる情報である。

(i) 耐空性改善通報により規定又は参照された図面又は方法

- (ii) 航空機又は構成部品の製造者又は型式証明保有者により発行されたデータ
- (iii) 製造者の構造修理マニュアル

“TCD”とは、日本の耐空性改善通報を意味する。

“技術記録”とは、責任当局の規則に従い、特定の民間航空製品に関して所有者又は運航者が保持するべき文書を意味する。技術記録は、技術資料、航空日誌、機体、発動機、プロペラ、構成部品に関する記録に含まれる又は参照されるデータを含みうる。

2. 対象及び目的

- (a) この TA-M は、航空機の整備の実施及び証明について、各当局の航空安全プログラムの相互の承認又は認識のための諸条件を略述している。
- (b) 検査や評価の重複を可能な限り避けるため、各当局は以下について同様な有効性を与えることができる。
 - (i) 一方の当局における整備施設を認証するための検査及び評価の結果に対する、他方の当局における検査及び評価の結果
 - (ii) 一方の当局における民間航空製品を整備後に運航に供するための制度に対する、他方の当局における整備後に運航に供する制度
- (c) この TA-M は A 節、B 節及び C 節に細分される。
 - (i) A 節は JCAB と TCCA 間の当局間交流について詳述している。
 - (ii) B 節は、TCCA の管轄下の民間航空製品を整備するために、日本国内にある航空法第 20 条に基づく JCAB の認定整備施設に対して必要な手続きを略述している。
 - (iii) C 節は、JCAB の管轄下の民間航空製品を整備するために、カナダ国内にあるカナダ航空規則 573 に基づく TCCA の認定整備施設に対して必要な手続きを略述している。

A 節：当局間交流

1. 航空の安全の推進に関する双務取決め

両当局は、各当局の管轄下の民間航空製品を整備する整備施設及び人員が、BASAに精通し、この TA-M に従うことを奨励する。

2. 認証

書面により相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両当局はこの TA-M に規定された場合を除き、他方の当局の領域内の整備施設に対して認証を行わないものとする。

3. 連絡及び情報

(a) 連絡及び相互協力

- (i) 各当局は、関連する法律及び証明制度に関する重大な変更案で本取決めに影響を及ぼすおそれがあるものを、他方に通知するものとする。
- (ii) 実施可能な限り、各当局がその変更案に対して意見を述べる機会を他方に与え、その意見を正当に考慮するものとする。また、そのような変更を連絡した時には、各当局は、この TA-M の改訂が必要であるかどうかを検討するための会合を要請することができる。

(b) 情報

両当局は、この TA-M に基づいて実施される民間航空製品の整備(修理を含む。)又は改造に関し、相互に情報提供及び協力をを行うとともに、以下のために作成する文書を通報することを確保するものとする。

- (i) この TA-M、その附録及びそれらの改訂の公表
- (ii) 整備施設及びその職員がこの TA-M に基づく作業を実施するために制度上必要な要件及び特別な条件の略述

4. 範囲

(a) 両当局は、この TA-M が以下について適用されることを理解する。

- (i) 整備施設の認証及び監視
- (ii) 航空の用に供されている航空機の耐空性の継続
- (iii) いずれかの当局の特別な条件を満たす民間航空製品の整備の相互承認
- (iv) 整備基準や整備の証明制度に関する情報交換
- (v) 民間航空製品の整備に関する協力や支援、及び
- (vi) 当局間の作業関係の定期的な評価の提供

(b) 両当局は以下のとおり理解する。

- (i) この TA-M に基づいた整備の受け入れは、監督当局の領域的境界内で実施された作業に関してのみ適用されるものとする。
- (ii) 監督当局により承認された認定整備施設は、その認定整備施設が登録国と同じ航空当局により承認されている場合を除くほか、他方の当局の国の領域的境界内で整備の実施又はメンテナンスリースの署名を行わないものとする。これには、同じ登録航空機から取り外され、整備され、及び再取付けされた民間航空製品に対するメンテナンスリースを含む。
- (iii) 4(b)項にいう領域的境界とは、カナダにおいては、州及び準州を含むカナダ領域を意味し、日本においては、日本の領域を意味する。

5. 責任

両当局は、この TA-M の技術上の実施及び調整のための部署として、以下を指定する。

- (i) JCAB: 100-8918
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
国土交通省航空局 航空機安全課
hqt-g_CAB_GIJ_KKA@ml.mlit.go.jp
- (ii) TCCA: Standards Branch (AART)
Transport Canada Civil Aviation
330 Sparks Street
Ottawa, ON., K1A 0N5 Canada
EXTTCACNAVOP-EXTTCCAOPAIR@TC.GC.CA

6. 技術協議

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) TCCA の Director of Standards と、JCAB の航空機安全課長及び彼らの技術分野の担当者は、この TA-M の技術的な実施に関して2年毎に協議するものとする。その協議は、技術的問題の解決、プロセスの継続的改善、組織における進行中のプロジェクト及び変更、要件の見直し、技術協力の要求、並びにその他のこの TA-M に関する問題についても取り組むことができる。
- (ii) その協議を実施する方式(対面、電話会議等)は、問題の重大さとともに、両当局のリソースに応じて決定される。両当局は、より頻繁に協議することを相互に決定することができる。

7. 不適合及び安全上の問題

各当局は、この TA-M の条件を遵守する認定整備施設の能力に影響する、この TA-M に規定する規則又は条件に対する重大な不適合事象について、他方の当局に通知することを確保するものとする。この通知は、A 節の 5 項に特定された他方の当

局の代表に送付されるものとする。

8. サプリメントの要件

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) サプリメントは、B 節又は C 節に示されている特別な条件を満たすものとする。
- (ii) サプリメント及びそれに付随する特権は、2 年間又はいずれかの当局より更新、放棄、停止又は取り消しがなされるまで、効力を有するものとする。
- (iii) そのサプリメントに従って行われる活動は、施設の 2 年毎の規則上の監査の一部として行われる必要がある。
- (iv) サプリメントは、両当局に対して英語により作成されるものとする。
- (v) 認定整備施設が、その業務規程(AOE)、Maintenance Policy Manual(MPM) 又は安全管理システム(SMS)マニュアルにおいて SMS に関する規定を有しない場合には、サプリメントが当該規定を含むものとする。

9. 費用

- (a) 両当局は、この TA-M の下でそれぞれが負う費用を支払うものとする。
- (b) 両当局は、認定整備施設の申請の審査並びに認識及び承認のために、認定整備施設に対し手数料を課すことができる。

10. 利害関係者の通知

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) 日本の潜在的な顧客に対して周知するため、TCCA は、この TA-M の下で JCAB の管轄下の民間航空製品の整備のために認識又は承認されたカナダの施設のリストを、業務の範囲及び限定の情報と共に、TCCA のウェブサイト (<http://wwwapps.tc.gc.ca/saf-sec-sur/2/CAS-SAC/aooh.aspx?lang=eng>)において公表するものとする。
- (ii) カナダの潜在的な顧客に対して周知するため、JCAB は、この TA-M の下で TCCA の管轄下の民間航空製品の整備のために認識又は承認された日本の施設のリストを、業務の範囲及び限定の情報と共に、JCAB のウェブサイト (http://www.mlit.go.jp/en/koku/koku_fr11_000002.html)において公表するものとする。

11. 最終規定

- (a) この TA-M(A 節、B 節及び C 節並びにそれらの附録を含む。)は、法的拘束力を有しない。

- (b) この TA-M(A 節、B 節及び C 節並びにそれらの附録を含む。)は、両当局が最後に署名した日の 60 日後に実施されるものとする。
- (c) 両当局は、書面による相互の同意により、この TA-M を改訂することができる。
- (d) 一方の当局は、他方の当局に対して決定を書面で通知することにより、この TA-M を終了することができる。この TA-M は、その通知の受領から起算して 60 日後に終了するものとする。

2017年12月5日に、オタワにおいて、等しく正文である英語、フランス語及び日本語の2通に署名した。

日本国国土交通省
航空局のために

カナダ運輸省
航空局のために

川上 光男
航空機安全課長

Robert Sincennes
Director
Standard Branch

B 節： JCAB が主管する認定整備施設に対する要件

1. はじめに

両当局は、この節では JCAB の認定整備施設がこの TA-M を実施する方法について詳述し、認定整備施設の JCAB の業務規程(AOE)とともにサプリメントを遵守することが、認定整備施設がこの TA-M に基づく整備の特権を行使することができる基礎となることを理解する。

2. 航空法第 20 条に基づく認定整備施設の TCCA による認識／承認

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) TCCA の管轄下の民間航空製品の整備を実施しようとする認定整備施設は、
 - A. この TA-M に基づく認識又は承認の全ての申請を、B 節の附録2に示す当該認定整備施設を管轄する JCAB の地方事務所に送付するものとする。
 - B. 認識又は承認の申請には、記入した TCCA Form #26-0836 及び提案する業務規程のサプリメントの写しが添付されることを確保するものとする。そのサプリメントは、認定整備施設がこの TA-M に示された特別な条件をどのように満たすかを明確に示すことが期待される。B 節の附録1は、サプリメントの作成方法についてのガイダンスを示している。
- (ii) 認定整備施設は、
 - A. A 節の 8(iii)項に明示されたように、2 年毎の監査サイクルにより検査を受けるものとする。
 - B. 認定整備施設について未解決の指摘事項又は処分が課されている場合、この TA-M に基づいた承認を得ることができない。

3. この TA-M に基づいた整備の実施

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) この TA-M に従って承認されたサプリメントを保有する認定整備施設は、TCCA の管轄下の民間航空製品に対して実施された整備を証明することができるものとする。整備は、JCAB が発行した国内の認定整備施設の承認の範囲内で実施されるものとする。
- (ii) この TA-M の下での民間航空製品に対する整備の証明は、以下の場合に受け入れられるものとする。
 - A. 航空機に関する認定整備施設が、JCAB の検査及び評価の要件に基づき、TCCA により承認される場合。航空機に関する認定整備施設について、航空法施行規則第 35 条及びカナダ航空規則 573 の要件は、同等と考えられる。
 - B. 装備品に関する認定整備施設が、JCAB の検査及び評価の要件に基づき、TCCA により認識される場合。完成した航空機以外の民間航空製品に対して実施された整備の証明は、同等と考えられる航空法施行規則第 40 条及びカ

ナダ航空規則 571 の要件に従って実施されるものとする。当該認定整備施設は、TCCA の管轄下の民間航空製品に対して実施された整備の証明として、航空法施行規則第 18 号様式を使用するものとする。

4. メンテナンスリリース

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) 確認主任者の認定に先立って、認定整備施設は、その者が該当する規則、この TA-M 及び TCCA サプリメントに基づく責務を理解していることを確保するものとする。
- (ii) 航空機に対して実施された作業に対するメンテナンスリリースは、TCCA の認定整備施設の承認番号を含めるものとする。

5. 新規の承認プロセス

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) JCAB の行為
この TA-M に従った TCCA サプリメントの承認の要請を受ける際、JCAB は、申請者がこの TA-M の最新の改訂版入手できることを確保するものとする。
- (ii) 認定整備施設の行為
この TA-M の下での認識又は承認を申請するため、申請者である認定整備施設は、
 - A. 日本国内に所在し、航空法第 20 条による認定を保有するものとする。
 - B. サプリメントのガイダンスマテリアルであるこの TA-M の B 節の附録 1 に従つて、業務規程に対する TCCA サプリメントを策定するものとする。
 - C. 承認を希望する日の少なくとも 90 日前に、記入した TCCA Form #26-0836 及び TCCA サプリメントを含め、JCAB の地方事務所に対しレターにより申請を提出するものとする。上記の文書は、申請者から TCCA に送付されることを意図していない。
- (iii) 両当局の行為
JCAB の地方事務所は、この TA-M に従って、TCCA Form #26-0836 及び TCCA サプリメントの適合性を検討するものとする。
 - A. 装備品に関する認定事業場について、そのサプリメントが適切なものであった場合、JCAB の地方事務所は、署名した TCCA Form #26-0836 を申請者に送付し、その写しを JCAB HQ に送付するものとする。JCAB HQ は、この TA-M に従って、その認定整備施設の認識と 2 年間の有効期限の終了日を示すために JCAB ウェブサイトを更新するものとする。その後の行為は求められないものとする。
 - B. 航空機に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、JCAB の地方事務所は、確認した TCCA Form #26-0836 を JCAB HQ に送付するものとする。JCAB HQ は、確認された当該 Form を TCCA HQ に転送するものとする。

- C. TCCA HQ は、この TA-M に従って初回の承認を発行する管理業務に関する追加費用を賄うため、\$1200 カナダドルをカナダ歳入庁に支払うよう手数料の支払いの請求書を認定整備施設に送付するものとする。TCCA HQ が申請者の支払いを確認後、TCCA HQ は申請者が支払ったことを示すため TCCA Form #26-0836 に署名し、署名した当該 Form を JCAB HQ に返送するものとする。認定整備施設が使用する TCCA の承認番号が含まれるものとする。
- D. TCCA HQ から署名された TCCA Form #26-0836 を受領後、JCAB HQ は、署名された当該 Form を JCAB の地方事務所に転送し、認定整備施設の承認及び 2 年間の有効期限の終了日を反映するよう JCAB のウェブサイトを更新するものとする。
- E. JCAB の地方事務所は、署名された TCCA Form #26-0836 を申請者に転送するものとする。

6. 継続のプロセス

両当局は、以下のとおり理解する。

(i) JCAB の行為

JCAB は 24 か月毎に、承認のための条件に引き続き適合していることを確保するものとする。条件に適合していない場合、JCAB は適切な措置をとり、TCCA HQ に通知するものとする。

(ii) 認定整備施設の行為

申請者は、この TA-M の使用の継続を希望する場合、2 年毎に再申請する必要があるものとする。申請者は、継続を要請するため、記入した TCCA Form #26-0836 及び現在の TCCA サプリメントの写しを、JCAB の地方事務所に提出するものとする。

(iii) 両当局の行為

JCAB の地方事務所は、この TA-M に従って、TCCA Form #26-0836 及び TCCA サプリメントの適合性を検討するものとする。

A. 装備品に関する認定事業施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、JCAB の地方事務所は署名した TCCA Form #26-0836 を申請者に送付し、その写しを JCAB HQ に送付するものとする。JCAB HQ は、この TA-M に従って、新たな 2 年間の有効期限の終了日を反映するため JCAB のウェブサイトを更新するものとする。その後の行為は求められないものとする。

B. 航空機に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切であった場合、JCAB の地方事務所は確認した TCCA Form #26-0836 を JCAB HQ に送付するものとする。JCAB HQ は、確認された当該 Form を TCCA HQ に転送するものとする。

C. TCCA HQ は、\$800 カナダドルをカナダ歳入庁に支払うよう手数料の支払いの請求書を認定整備施設に送付するものとする。この手数料は、この TA-M に従って継続の承認を発行する管理業務に関する追加費用を賄うこと意図したものである。TCCA HQ が申請者の支払いを確認後、TCCA HQ は申請者が支払ったことを示すため TCCA Form #26-0836 に署名し、署名した Form を

JCAB HQ に返送するものとする。

- D. TCCA HQ から署名された TCCA Form #26-0836 を受領後、JCAB HQ は、署名された当該 Form を JCAB の地方事務所に転送し、新たな 2 年間の有効期限の終了日を反映するため JCAB のウェブサイトを更新するものとする。
- E. JCAB の地方事務所は、署名された TCCA Form #26-0836 を申請者に転送するものとする。

7. サプリメントの改訂のプロセス

両当局は、以下のとおり理解する。

(i) 認定整備施設の行為

施設に関する以下の変更は、記入した TCCA Form #26-0836 及び改訂したサプリメントを JCAB の地方事務所に提出することを必要とする。

- A. 住所の変更
- B. 責任者の変更
- C. 名称の変更

(ii) 両当局の行為

JCAB の地方事務所は、この TA-M に従って、TCCA Form #26-0836 及び TCCA サプリメントの適合性を検討するものとする。

- A. そのサプリメントが適切なものであった場合、JCAB の地方事務所は、署名した TCCA Form #26-0836 を申請者に送付し、その写しを JCAB HQ に送付するものとする。
- B. 航空機に関する認定整備施設について、JCAB HQ は、署名された TCCA Form #26-0836 を JCAB HQ に転送するものとする。
- C. JCAB HQ は、必要に応じて、JCAB のウェブサイトを更新するものとする。

8. 申請の遅延(継続の場合)

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) 申請者は、有効期限日の 60 日前までに申請することが期待される。JCAB は、有効期限日の 30 日前までは申請の遅延を受け入れるものとする。
- (ii) 申請者が規定された期日内に申請できなかった場合は、承認が取り消され、新規の申請が提出されることが必要となるものとする。
- (iii) JCAB は、認定整備施設が有効期限後に TCCA サプリメントの特権を行使しないことを確保するものとする。

9. 一時停止

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) 航空法第 20 条による認定の一時停止は、その一時停止の期間中、TCCA サプリメント及びその特権を自動的に無効とするものとする。その一時停止の

結果として、認定整備施設は、この TA-M に従ったカナダ航空規則 573 の承認の特権を行使することができないものとする。

- (ii) JCAB HQ は、TCCA HQ に対し、前述の認定行為に関するいかなる行動も直ちに通知するものとする。

10. 取消し

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) 航空法第 20 条による認定の取消しは、TCCA サプリメント及びその特権を自動的に無効とするものとする。その取消しの結果として、カナダ航空規則 573 に基づく認定整備施設の全ての承認の特権は恒久的に取り消され、回復されないものとする。
- (ii) JCAB HQ は、TCCA HQ に対し、前述の認定行為に関するいかなる行動も直ちに通知するものとする。

附録 1：業務規程に対する TCCA サプリメント

両当局は、TCCA サプリメントが、JCAB の認定整備施設により行われる整備について JCAB の地方事務所が承認する基礎となるものであり、以下を含むこの取決めの要件を構成すること、及び以下の全ての項目が TCCA サプリメントに記述されることを理解する。

- (i) 現職の CEO 又は責任を有する管理職は、この TA-M に基づく整備の要件に関し、認定整備施設の人員がサプリメントに書かれた方針や手順を遵守するよう、確保するものとする。現職の CEO 又は責任を有する管理職により署名された書面が、サプリメントに含まれるものとする。
- (ii) 認定整備施設は、必要に応じて、TCCA によるその施設の監督及び監査が実施可能となるよう確保するものとする。
- (iii) 全ての作業は、認定整備施設の承認書における認定の範囲及び限定の中で実施されるものとする。
- (iv) 航空機に関する認定整備施設について、認定された確認主任者とそれぞれの特権の範囲がサプリメントに列記されるものとする。
- (v) 認定整備施設は、A 節の 8(v)項に従って、SMS の手続きを設定又は明示するものとする。
- (vi) 航空機に関する認定整備施設について、認定整備施設は、カナダ航空規則 571.12 に従って、あらゆる大修理又は大改造を TCCA へ報告するものとする。修理及び改造が大修理及び大改造にあたるかを決定するため、カナダ航空規則 571.06 の基準が使用されるものとする。認定整備施設は、TCCA から適切に承認された又は規定されたデータを受け取った場合に限り、大修理又は大改造が実施されることを確保するものとする。
- (vii) 認定整備施設は、必要なメンテナンスリリースを認定整備施設が行う限り、当該認定整備施設により監督される他の施設に作業を委託することができる。
- (viii) 認定整備施設は、実施されなければならない検査、修理、改造、オーバーホール、耐空性改善通報(AD/TCD)及び部品交換について規定した、詳細かつ理解可能な作業指示書又は契約書を顧客から得るものとする。認定整備施設は、全ての添付される補足様式及び部品の証明とともに各作業指示書の写しを、5 年間保管するものとする。
- (ix) 全ての作業は、JCAB が承認した AOE に記載された設備及び組織の中で実施されるものとする。
- (x) 航空機に関する認定整備施設について、認定整備施設は、カナダ航空規則 521 の IX 節に従って、TCCA の管轄下の民間航空製品に関する全ての欠陥を報告するものとする。その報告は、原則として、航空機、その搭乗者又は他の人員の安全に影響するいかなる故障、欠陥又は不具合の後、72 時間以内に行われるものとする。この目的のために、TCCA SDR Form 24-0038 を使用することができる。報告は、以下の電子メールを使用して行うことができる。

<http://wwwapps.tc.gc.ca/Corp-Serv-Gen/5/forms-formulaires/search/result>

S

- (xi) 装備品に関する認定整備施設の承認された確認主任者は、航空法施行規則第 40 条に従って、航空法施行規則第 18 号様式を発行するものとする。航空機に関する認定整備施設の承認された確認主任者は、カナダ航空規則 571 に従って、以下の情報を航空機搭載用航空日誌に含めるものとする。
- A. 「該当する耐空性の基準に従って、記載された整備が実施された。」
 - B. 実施した作業の簡潔な記載
 - C. 承認された施設の識別と TCCA の承認番号
 - D. 署名者の氏名又は署名者を識別する手段
 - E. 製品の識別及び日付
- (xii) 航空機に関する認定整備施設について、当該認定整備施設は、カナダ航空規則の実施に関し必要な事項について講習を行う旨の通知を受けたとき、認定整備施設の適切な者が当該講習に参加できるようにするものとする。その後、出席者は、認定整備施設の関連する人員に対し、その講習について訓練を行うものとする。
- (xiii) あらゆる広告及びその他の企業の印刷物を含む範囲において、航空機に関する認定整備施設が発行するカナダのパブリックドメインに関する資料は、署名された TCCA Form #26-0836 を表示するものとする。
- (xiv) 航空機に関する認定整備施設について、署名された TCCA Form #26-0836 を、認定整備施設の固定された場所に見えるよう掲示し、また、署名された当該 Form を掲示した場所を特定するものとする。

附録 2: JCAB の地方事務所の一覧

- 東京航空局保安部航空機検査官室
102-0074
東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
- 大阪航空局保安部航空機検査官室
540-0008
大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館
- 東京航空局大田区駐在航空機検査官室
144-0041
東京都大田区羽田空港 3-3-1 東京空港事務所内
- 東京航空局成田市駐在航空機検査官室
282-8602
千葉県成田市古込字込前 133 成田空港事務所内
- 東京航空局名取市駐在航空機検査官室
989-2401
宮城県名取市下増田字南原 仙台空港事務所内
- 大阪航空局豊山町駐在航空機検査官室
480-0202
愛知県西春日井郡豊山町豊場 名古屋空港内
- 大阪航空局八尾市駐在航空機検査官室
581-0043
大阪府八尾市空港 2-12 八尾空港事務所内

Transport Canada Civil Aviation Form 26-0836 Japan (JCAB) Approved Maintenance Organization (AMO) application for initial / continuation / amendment of a supplement of an AMO in accordance with the Bilateral Arrangement between Japan and Canada on Civil Aviation Safety.		Page 1/2	
1: For Applicant: Aircraft Rated <input type="checkbox"/> Component Rated <input type="checkbox"/>			
JCAB AMO name: _____		JCAB approval number: _____	
Address of AMO:			
Mailing Address: (if different than above):			
Tel:	Fax:	Main Contact E-mail:	
2: For Applicant: Please select the type of application and complete section 3 of the Form.			
Initial <input type="checkbox"/>	Continuation <input type="checkbox"/>	Amendment <input type="checkbox"/>	a. Changes of Address <input type="checkbox"/>
			b. Change of Accountable manager <input type="checkbox"/>
			c. Change of organisation name <input type="checkbox"/>
TCCA CAR 573 AMO number: _____ (as applicable for continuation and / or amendment of a supplement of an Aircraft rated AMO)			
3: Application:			
I wish to apply on behalf of this JCAB AMO for approval to perform maintenance on aeronautical products in accordance with the Arrangement formulated between Japan and Canada on Civil Aviation Safety.			
I additionally understand that a maintenance approval granted under the terms and conditions of the Arrangement formulated between Japan and Canada on Civil Aviation Safety is subject to the fees as described in section B of the Technical Arrangement for Maintenance.			
For an Aircraft Rated AMO failure to submit the applicable fees may result in the suspension or cancellation of an existing organization approval.			
Date: _____ (month/day/year)			
Signature of the Accountable Executive: _____			
Print Name in block letters: _____			
Note: This application form is to be addressed to the AMO's JCAB regional office, together with documents supporting the application, and in particular the TCCA Supplement to the AMO's AOE.			
4: For Applicant:			
<ul style="list-style-type: none"> • Please forward this application together with the TCCA Supplement to your JCAB Regional Office. • Do not send any documents to TCCA. • The application must be sent at least 90 days prior to the date initial approval is required, or 60 days prior to the expiry date for Continuation. 			

Transport Canada Civil Aviation Form 26-0836

Japan (JCAB) Approved Maintenance Organization (AMO) application for initial / continuation / amendment of a supplement of an AMO in accordance with the Bilateral Arrangement between Japan and Canada on Civil Aviation Safety.

Page
2/2

5-1: For JCAB Regional Office:

Initial or Continuation Application

JCAB hereby confirms that the applicant, JCAB # _____, has compiled a TCCA Supplement that meets the requirements in accordance with the TA-M.

For Component Rated AMO, the privilege in accordance with this TA-M is valid to _____ [Date].

For Aircraft Rated AMO, the privilege in accordance with this TA-M is pending return of this application signed by TCCA.

JCAB Representative: _____ Date: _____ (Month/Day/Year)

Print Name in block letters: _____

Send to JCAB Headquarters

5-2: For JCAB Regional Office:

Amendment Application

JCAB hereby confirms that the applicant, JCAB # _____, has compiled a TCCA Supplement that meets the requirements in accordance with the TA-M.

The privilege in accordance with the TA-M is valid to the date specified on the initial or continuation approval.

JCAB Representative: _____ Date: _____ (Month/Day/Year)

Print Name in block letters: _____

Send to JCAB Headquarters

6.1: For TCCA:

Initial or Continuation Application

TCCA acknowledges the application for the subject Aircraft Rated JCAB AMO and confirms payment by the applicant. TCCA has issued the following approval number to be used by the JCAB AMO with a TCCA Supplement in accordance to the TA-M.

JCAB AMO TCCA Supplement approval number: _____. Valid to _____ [Date].

TCCA Representative: _____ Date: _____ (Month/Day/Year)

Print Name in block letters: _____

Send to JCAB Headquarters

6.2: For TCCA:

Initial or Continuation Application Invalid

TCCA hereby informs JCAB that the subject Aircraft Rated JCAB AMO has failed to demonstrate compliance with the required fee payment and that this application for TCCA Approval is rendered invalid.

TCCA Representative: _____ Date: _____ (Month/Day/Year)

Print Name in block letters: _____

Send to JCAB Headquarters

C 節： TCCA が主管する認定整備施設に対する要件

1. はじめに

両当局は、この節では TCCA の認定整備施設が、この TA-M を実施する方法について詳述し、認定整備施設の TCCA が承認した Maintenance Policy Manual (MPM) とともにサプリメントを遵守することが、認定整備施設がこの TA-M に基づく整備の特権を行使することができる基礎となることを理解する。

2. カナダ航空規則 573 に基づく認定整備施設の JCAB による認識／承認

両当局は、以下のとおり理解する。

(i) JCAB の管轄下の民間航空製品の整備を実施しようとする認定整備施設は、

A. この TA-M に基づく認識又は承認の全ての申請を以下に送付するものとする。

Standards Branch (AART)
Transport Canada Civil Aviation
330 Sparks Street
Ottawa, ON., K1A 0N5
Canada
EXTCACNAVOP-EXTTCCAOPAIR@TC.GC.CA

B. 認識又は承認の申請には、航空機に関する認定整備施設については記入した航空法施行規則第 16 号様式及び第 16-5 号様式、並びに提案する MPM のサプリメントの写しが申請書に添付されることを確保するものとする。そのサプリメントは、認定整備施設がこの TA-M に示された特別な条件をどのように満たすかを明確に示すことが期待される。C 節の附録 1 は、サプリメントの作成方法についてのガイダンスを示している。

(ii) 認定整備施設は、

- A 節の 8(iii) 項に明示されたように、2 年毎の監査サイクルにより検査を受けるものとする。
- B. 認定整備施設に対する未解決の指摘事項又は処分が課されている場合、申請者はこの TA-M に基づいた承認を得ることができない。

3. この TA-M に基づいた整備の実施

両当局は、以下のとおり理解する。

(i) この TA-M に従って承認されたサプリメントを保有する認定整備施設は、JCAB の管轄下の民間航空製品に対して実施された整備を証明することができるものとする。整備は、TCCA が発行した国内の認定整備施設の承認の範囲内で実施されるものとする。

- (ii) この TA-M の下での民間航空製品に対する整備の証明は、以下の場合に受け入れられるものとする。
- A. 航空機に関する認定整備施設が、TCCA の検査及び評価の要件に基づき、JCAB により承認される場合。航空機に関する認定整備施設について、航空法施行規則第 35 条及びカナダ航空規則 573 の要件は、同等と考えられる。
 - B. 装備品に関する認定整備施設が、TCCA の検査及び評価の要件に基づき、JCAB により認識される場合。完成した航空機以外の民間航空製品に対して実施された整備の証明は、同等と考えられる航空法施行規則第 40 条及びカナダ航空規則 571 の要件に従って実施されるものとする。当該認定整備施設は、JCAB の管轄下の民間航空製品に対して実施された整備の証明として、TCCA Form One を使用するものとする。

4. メンテナンスリリース

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) ACA 又は SCA の認定に先立って、認定整備施設は、その者が該当する規則、この TA-M 及び JCAB サプリメントに基づく責務を理解していることを確保するものとする。
- (ii) 航空機に対して実施された作業に対するメンテナンスリリースは、JCAB の認定整備施設の承認番号を含めるものとする。

5. 新規の承認プロセス

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) TCCA の行為
この TA-M に従った JCAB サプリメントの承認の要請を受ける際、TCCA は、申請者がこの TA-M の最新の改訂版入手できることを確保するものとする。
 - (ii) 認定整備施設の行為
この TA-M の規定の下での認識又は承認を申請するため、申請者である認定整備施設は、
 - A. カナダ国内に所在し、カナダ航空規則 573 による認定を保有するものとする。
 - B. サプリメントのガイダンスマテリアルであるこの TA-M の C 節の附録 1 に従つて、MPM に対する JCAB サプリメントを策定するものとする。
 - C. 承認を希望する日の少なくとも 90 日前に、JCAB サプリメントとともに、TCCA HQ に対しレターにより申請を提出するものとする。航空機に関する認定整備施設は、記入し航空法第 135 条に基づく収入印紙を付した航空法施行規則第 16 号様式及び第 16-5 号様式を併せて提出するものとする。
 - D. 航空機に関する認定整備施設については、新規の証明書を受け取った後、登録免許税を納付するものとする。
- 上記の文書は、申請者から JCAB に送付されることを意図していない。収入印紙及び税の支払いは、日本の航空機の使用者とカナダの認定整備施設との間で調整するものとする。

(iii) 両当局の行為

TCCA HQ は、この TA-M に従って、JCAB サプリメントの適合性を検討するものとする。

- A. 装備品に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、TCCA HQ は 2 年間の有効期限の終了日を含むサプリメントの承認レターを申請者に送付し、この TA-M に従って、認定整備施設の認識と有効期限の終了日を示す TCCA ウェブサイトを更新するものとする。その後の行為は求められないものとする。
- B. 航空機に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、TCCA HQ は、サプリメントの承認レター、収入印紙を付した航空法施行規則第 16 号様式、第 16-5 号様式及び JCAB サプリメントを JCAB HQ に送付するものとする。そのレターは、業務の範囲及び限定が、当該施設のカナダ航空規則 573 に基づく認定及び承認範囲を逸脱しない旨を規定するものとする。
- C. 業務の範囲及び限定を含むレターの内容を確認した後、JCAB HQ は、2 年間の有効期限の終了日が記載された認定書及び JCAB サプリメントの認可書を発行し、TCCA HQ に送付するものとする。
- D. JCAB HQ からの認定書及び JCAB サプリメントの認可書を受領後、TCCA HQ は、その認定書及び JCAB サプリメントの認可書を申請者に転送し、認定整備施設の承認及び有効期限の終了日を反映するよう TCCA のウェブサイトを更新するものとする。

6. 継続のプロセス

両当局は、以下のとおり理解する。

(i) TCCA の行為

TCCA は 24 か月毎に、承認のための条件に引き続き適合していることを確保するものとする。適合していない場合、TCCA は適切な措置をとり、JCAB HQ に通知するものとする。

(ii) 認定整備施設の行為

申請者は、この TA-M の使用の継続を希望する場合、2 年毎に再申請する必要があるものとする。申請者は、継続を要請するため、レターによる申請及び現在の JCAB サプリメントの写しを、TCCA HQ に提出するものとする。航空機に関する認定整備施設は、記入し航空法第 135 条に基づく収入印紙を付した航空法施行規則第 16 号様式を、併せて提出するものとする。

(iii) 両当局の行為

TCCA HQ は、この TA-M に従って、JCAB サプリメントの適合性を検討するものとする。

- A. 装備品に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、TCCA HQ は新たな 2 年間の有効期限の終了日を含むサプリメントの承認レターを申請者に送付し、この TA-M に従って、新たな有効期限の終了日を反映するよう TCCA ウェブサイトを更新するものとする。その後の行為は

- 求められないものとする。
- B. 航空機に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、TCCA HQ は、サプリメントの承認レター、収入印紙を付した航空法施行規則第 16 号様式及び JCAB サプリメントを JCAB HQ に送付するものとする。そのレターは、業務の範囲及び限定が、当該施設のカナダ航空規則 573 に基づく認定及び承認範囲を逸脱しない旨を規定するものとする。
 - C. 業務の範囲及び限定を含むサプリメントの承認レターの内容を確認した後、JCAB HQ は、新たな 2 年間の有効期限の終了日が記載された認定書を発行し、TCCA HQ に送付するものとする。
 - D. JCAB HQ からの認定書を受領後、TCCA HQ は、その認定書を申請者に転送し、新たな有効期限の終了日を反映するよう TCCA のウェブサイトを更新するものとする。

7. サプリメントの改訂のプロセス

両当局は、以下のとおり理解する。

(i) 認定整備施設の行為

以下を含む施設に関するあらゆる変更で、JCAB サプリメントの内容に影響するものは、改訂されたサプリメントを、TCCA HQ に提出することを必要とするものとする。航空機に関する認定整備施設は、記入した航空法施行規則第 16-5 号様式を併せて提出するものとする。

- A. 住所の変更
- B. 責任者の変更
- C. 名称の変更

(ii) 両当局の行為

TCCA HQ は、この TA-M に従って、JCAB サプリメントの適合性を検討するものとする。

- A. 装備品に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、TCCA HQ は、現在の有効期限の終了日を含むサプリメントの承認レターを申請者に送付し、必要に応じて TCCA のウェブサイトを更新するものとする。
- B. 航空機に関する認定整備施設について、そのサプリメントが適切なものであった場合、TCCA HQ は、当該変更が記載され、JCAB サプリメントが承認されたことを証明するサプリメントの承認レターを発行し、サプリメントの承認レター、航空法施行規則第 16-5 号様式及び JCAB サプリメントを JCAB HQ に転送するものとする。
- C. JCAB HQ は、JCAB サプリメントの認可書を発行し、TCCA HQ に送付するものとする。
- D. TCCA HQ は、JCAB サプリメントの認可書を申請者に転送し、必要に応じて、TCCA のウェブサイトを更新するものとする。

8. 申請の遅延(継続の場合)

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) 申請者は、有効期限日の 60 日前までに申請することが期待される。TCCA は、有効期限日の 30 日前までは申請の遅延を受け入れるものとする。
- (ii) 申請者が規定された期日内に申請できなかつた場合は、承認が取り消され、新規の申請が提出されることが必要となるものとする。
- (iii) TCCA は、認定整備施設が有効期限後に JCAB サプリメントの特権を行使しないことを確保するものとする。

9. 一時停止

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) カナダ航空規則 573 による認定が一時停止された場合、JCAB は航空法第 20 条に基づく承認を停止するための必要な措置をとるものとする。その一時停止の結果として、認定整備施設は、この TA-M に従つた航空法第 20 条の承認の特権を使用することができないものとする。
- (ii) TCCA HQ は、JCAB HQ に対し、前述の認定行為に関するいかなる行動も直ちに通知するものとする。

10. 取消し

両当局は、以下のとおり理解する。

- (i) カナダ航空規則 573 による認定が取り消された場合、JCAB は航空法第 20 条に基づく承認を取り消すための必要な措置をとるものとする。その取消しの結果として、航空法第 20 条に基づく認定整備施設の全ての承認の特権は恒久的に取り消され、回復されないものとする。
- (ii) TCCA HQ は、JCAB HQ に対し、前述の認定行為に関するいかなる行動も直ちに通知するものとする。

附録 1： Maintenance Policy Manual に対する JCAB サプリメント

両当局は、JCAB サプリメントが、TCCA の認定整備施設により行われる整備について TCCA HQ が承認する基礎となるものであり、以下を含むこの取決めの要件を構成すること、及び以下の全ての項目が JCAB サプリメントに記述されることを理解する。

- (i) 現職の CEO 又は責任を有する管理職は、この TA-M に基づく整備の要件に關し、認定整備施設の人員がサプリメントに書かれた方針や手続きを遵守するよう、確保するものとする。現職の CEO 又は責任を有する管理職により署名された書面が、サプリメントに含まれるものとする。
- (ii) 認定整備施設は、必要に応じて、JCAB によるその施設の監督及び監査が実施可能となるよう確保するものとする。
- (iii) 全ての作業は、認定整備施設の承認書の範囲及び限定の中で実施されるものとする。
- (iv) 航空機に関する認定整備施設について、ACA を有する者とそれぞれの特権の範囲がサプリメントに列記されるものとする。
- (v) 認定整備施設は、A 節の 8(v)項に従って、SMS の手続きを設定又は明示するものとする。
- (vi) 航空機に関する認定整備施設について、認定整備施設は、JCAB から適切に承認された又は規定されたデータを受け取った場合に限り、大修理又は大改造が実施されることを確保するものとする。修理及び改造が大修理及び大改造に相当するかを決定するため、航空法施行規則第 5 条の 6 の基準が用いられるものとする。
- (vii) 認定整備施設は、必要なメンテナンスリリースを認定整備施設が行う限り、当該認定整備施設により監督される他の施設に作業を委託することができる。
- (viii) 認定整備施設は、実施されなければならない検査、修理、改造、オーバーホール、耐空性改善通報(AD/TCD)及び部品交換について規定した、詳細かつ理解可能な作業指示書又は契約書を顧客から得るものとする。認定整備施設は、全ての添付される補足様式及び部品の証明とともに各作業指示書の写しを、2 年間保管するものとする。ただし、航空機の大修理又は改造に関する記録については、当該記録が航空機の保有者により保管されている場合を除き、登録が廃止されるまで保管されるものとする。
- (ix) 認定整備施設は、TCCA が承認した MPM 及び JCAB サプリメントに記載された方法に従って、全ての作業を実施するものとする。
- (x) 全ての作業は、TCCA が承認した MPM に記載された設備及び組織の中で実施されるものとする。
- (xi) 航空機に関する認定整備施設について、認定整備施設は、JCAB の管轄下の民間航空製品に関する以下の不安全事象について、欠陥又は不具合の発見から原則 72 時間以内に、JCAB に報告するものとする。電子メールの宛先は、A 節の 5 項に記載されている。

- A. システム又は装備の不具合による火災
- B. エンジン、機体、装備品等に被害を生じたエンジン排出システムの不具合
- C. 操縦席又は客室への有毒ガスの発生
- D. プロペラコントロールシステムの不具合
- E. プロペラ又はローターのハブ又はブレードの不具合
- F. 火花が発生する場所への可燃性流体の流出
- G. 使用中に発生した構造又は材料の不具合によるブレーキの不具合
- H. 機体の一次構造における重大な不具合(疲労亀裂、コロージョン等)
- I. 構造又はシステムの不具合に起因する異常振動、バフェット
- J. エンジンフェイル
- K. 航空機の飛行性能に影響するような構造やシステムの不具合
- L. 使用中における 2 以上の電気又は油圧系統の喪失
- M. 使用中における 2 以上の姿勢、速度、高度計器の不具合
- N. 上記事象に結びつく可能性のある装備品等の重大な不具合
- O. 保留(認定設計施設に限る。)
- P. 認定業務の実施において発生した MPM 又は JCAB サプリメントの違反の事

例

- (xii) SCA を保有する個人は、カナダ航空規則 571 に従って、TCCA Form One を発行するものとする。ACAを保有する個人は、航空法施行規則第 40 条に従つて、以下の情報を航空機搭載用航空日誌に含めるものとする。
 - A. 「この航空機に実施した整備又は改造について、法第 10 条第 4 項の基準に適合することを確認した。」
 - B. 実施した整備又は改造の内容
 - C. 認定施設の名称及び認定番号
 - D. 確認主任者の署名又は記名押印
 - E. 確認年月日
- (xiii) 航空機に関する認定整備施設について、当該認定整備施設は、国土交通大臣から航空法規その他認定業務の実施に関し必要な事項について講習を行う旨の通知を受けたとき、認定整備施設の適切な者が当該講習に参加できるようにするものとする。その後、出席者は、認定整備施設の関連する人員に対し、その講習について訓練を行うものとする。
- (xiv) あらゆる広告及びその他の企業の印刷物を含む範囲において、航空機に関する認定整備施設が発行する日本のパブリックドメインに関する資料は、JCAB の認定書を表示するものとする。
- (xv) 航空機に関する認定整備施設について、JCAB の認定書を、施設内の固定された場所に見えるよう掲示し、また、当該認定書を掲示した場所を特定するものとする。

第 16 号様式(第 34 条関係)

Form 16

事 業 場 認 定 申 請 書
(Application for organization approval)

国土交通大臣 殿

(Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism)

年 月 日

(Year - Month - Day)

住所又は主たる事務所の所在地

(Applicant's address)

氏名又は名称

(Applicant's name)

下記の事業場について、航空法第 20 条第 1 項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(I apply for approval of the following organization under the provisions of Article 20, paragraph 1 of the Civil Aeronautical Law with the document attached hereto.)

事業場の名称 (Organization's name)	
事業場の所在地 (Organization's address)	
業務の能力 (Category of capability)	
業務の範囲 (Rating)	
受けようとする限定 (Limitation to be applied)	
実地検査希望時期 (Proposed date for on-site inspection)	
備 考 (Remarks)	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(Note: Applicant's signature, instead of stamp, may be accepted.)

第 16 号の 5 様式(第 39 条関係)

Form 16-5

業務規程 設定
変更 認可申請書
(Application for establishment/revision of an approved organization exposition)

国土交通大臣 殿

(Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism)

年 月 日

(Year - Month - Day)

住所又は主たる事務所の所在地

(Applicant's address)

氏名又は名称

(Applicant's name)

下記の業務規程の 設定
変更 について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(I hereby submit to your office an application for establishment/revision of AOE.)

認定書の番号 (Approval organization number)	
設定 事項の概要 変更 (Contents of establishment/revision for an AOE)	
設定 の理由 変更 (Reason for establishment/revision)	
備 考 (Remarks)	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(Note: Applicant's signature, instead of stamp, may be accepted.)